

奈良県訓令第十一号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

第七条第一項第二号中「地域デザイン推進局長名」を「まちづくり推進局長名」に改める。

第九条第一項及び第十一条第五号中「地域デザイン推進局長印」を「まちづくり推進局長印」に改める。

第十八条第四項第四号中「地域デザイン推進局長決裁」を「まちづくり推進局長決裁」に改める。

別表の本庁における記号の表総務部の項中

「万博推進室
統計分析課」を「万博推

進室」に、「安全・安心まちづくり推進課
企画管理室」を「総務課

「総務課」に、「人事課」を「人事課
職員相談支

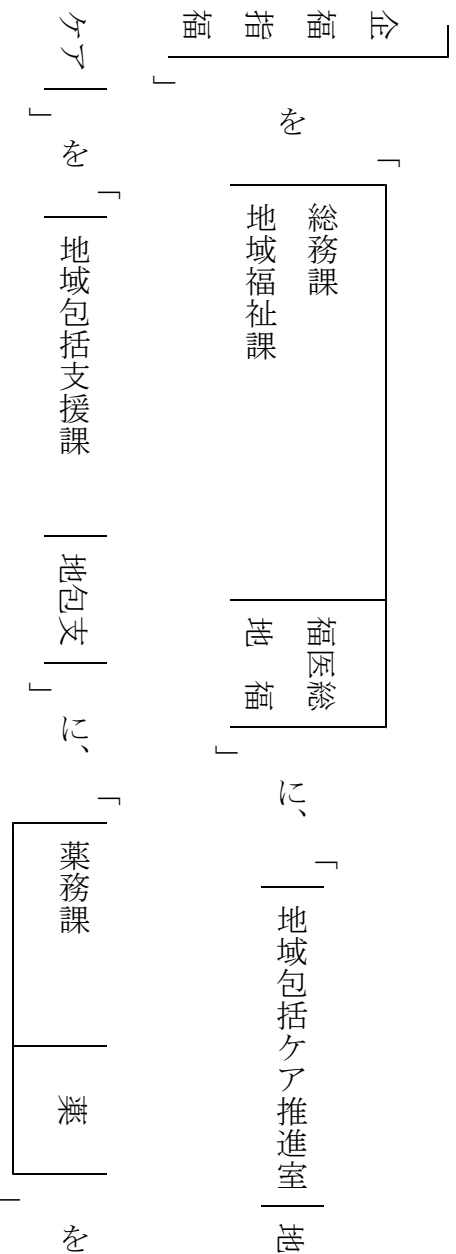
援課」に改め、同表文化・教育・くらし創造部の項を次のように改める。

地域創造部	総務課 大和平野中央構想・スタートアップ推進課 施設整備推進室 文化振興課	総務課 大和平野 施設 文化振
-------	--	--------------------------

文化財課 世界遺産室 文化財保存事務所 県民くらし課 人権施策課 スポーツ振興課 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室 こども・女性課 こども保育課 こども家庭課 教育振興課	文 財 世 遺 文 保 事 民 人 権 振 興 こ 女 性 こ 保 育 こ 家 庭 教 育
--	---

別表の本庁における記号の表福祉医療部の項中

企画管理室 地域福祉課 監査指導室 長寿・福祉人材確保対策課	福 祉 医 療 部
---	-----------------------



「 薬務・衛生課 〇 〇 」 に改め、同表水循環・森林・景観環境部の項及び産業・観光・雇用振興部の項を次のように改める。

--	--

環境森林部	総務課 水・大気環境課 脱炭素・水素社会推進課 廃棄物対策課 景観・自然環境課 森林環境課 県産材利用推進課	総務課 水大環 脱炭水 廃物対 景自 森環 県材利
産業部	総務課 産業創造課 経営支援課 人材・雇用政策課 観光戦略課 観光力創造課 奈良公園室	産創 産創 経支 人雇 観戦 観創 奈公

別表の本庁における記号の表食と農の振興部の項中「食と農の振興部」を「食農部」

に、「企画管理室」を「総務課」に、「農業水産振興課」を「農業経済課」

に、「農水振興課」を「農業水産振興課」に改め、同表県土マネジメント部の項

を次のように改める。

県土マネジメント部	総務課 建設産業課 技術管理課 道路建設課 道路マネジメント課	県土総 建産 技 道建 道マ
-----------	---	----------------------------

リニア・地域交通課	リ地交
河川整備課	河整
砂防・災害対策課	砂災
下水道マネジメント課	下水
まちづくり推進課	まち推
県土利用政策課	土政
公園企画課	公園企
住宅課	住宅
建築安全課	建建
営繕課	営繕

別表の出先機関における記号の表中

檀原考古学研究所	檀原考	檀研
檀原考古学研究所附属博物館	檀考博	檀博
奈良県立万葉文化館	万葉館	万葉館
奈良県立民俗博物館	民俗博	民俗博
奈良県立図書情報館	図書信	図書信
奈良県立野外活動センター	野野	野野
奈良県立檀原公苑	檀檀	檀檀
奈良県食品衛生検査所	食食	食食
奈良県消費生活センター	消費	消費

を

奈良県立万葉文化館	万葉館
奈良県立図書情報館	図書信
檀原考古学研究所	檀研
檀原考古学研究所附属博物館	檀博
奈良県立民俗博物館	民俗博
奈良県消費生活センター	消費
奈良県立檀原公苑	檀檀

に、

を

奈良県立精華学院

を

に、

奈良県立精華学院

「を」奈良県立野外活動センター」に、奈良県薬事研究センター

「を」奈良県薬事研究センター
奈良県食品衛生検査所
奈良県景観・環境総合センター」に、
奈良県景観・
奈良県商工観

環境総合センター
場
光館
「を」
奈良県産業振興総合センター
奈良県宮競輪場
「に、

「奈良まほろば館」を「奈良まほろば館」に、
奈良公園事務所
福祉住

宅体験館
園事務所
「を」福祉住宅体験館」に改める。